

四建住第 306 号
令和 3 年 10 月 28 日

一般社団法人愛媛県中小建築業協会
会 長 佐々木 敬史 様

四国中央市長 篠 原 実



住宅関連支援制度（空き家対策・耐震改修・リフォーム）説明会及び
「空き家問題体験すごろく」デモンストレーションの開催について（ご案内）

秋涼の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

8 月 27 日の支援制度説明会にご参加のお申込をいただいておりますが、コロナの影響で、急遽中止となり大変申し訳ありませんでした。

あらためて、四国中央市と住宅金融支援機構四国支店との共催で、【フラット 35】地域連携型の対象となる「空き家取得・リフォーム支援事業費補助金」をはじめ四国中央市及び弊機構の空き家対策事業及び住宅耐震改修事業等にかかる説明会を下記のとおり開催させていただくこととしました。

併せて、**四国中央市では 12 月 1 日より新たにリフォーム工事の補助制度（裏面）の受付開始する予定となっております。**本説明会では当該補助制度に関しても説明させていただくとともに、四国中央市と住宅金融支援機構が連携して作成しました「空き家問題体験すごろく」の体験も行う予定としております。

つきましては、甚だ恐縮でございますが、貴会会員のご参加を賜りますよう、ご周知の程お願い申し上げます。

記

日 時 令和 3 年 11 月 19 日（金）午前 10 時から 12 時
場 所 四国中央市消防防災センター 3 階大会議室（四国中央市中曽根町 500 番地）

＊駐車場は本庁舎立体駐車場をご利用ください。

参加申込 11 月 15 日（月）12 時までにメールにてお申込ください。
「 件名：11 月 19 日参加申込 / 本文：会社名・お名前 」のみで結構です。
四国中央市建設部建築住宅課 kenti9@city.shikokuchuo.ehime.jp

＊新型コロナウイルス感染対策で延期する場合は、申込者へメール連絡します。

799-0413 四国中央市中曽根町 500 番地 四国中央市消防防災センター 5 階
四国中央市建設部建築住宅課（白川・佐藤）0896-28-6184

四国中央市新型コロナウイルス感染症対策リフォーム補助事業

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、個人の住宅における次のリフォーム工事について、その経費の一部を補助します。事前相談は随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

補助対象工事	補助金の単価 (1箇所当たり)
①鋼製で設置工事の伴う宅配ボックスを新設する工事	20,000 円
②モニターの付いていないインターホンモニター付きインターホンに交換する工事	24,000 円
③タッチレスではない水栓器具をタッチレスの水栓器具に交換する工事	18,000 円
④玄関脇手洗い器を新設する工事	60,000 円
⑤自動開閉しない便座を自動開閉式便座に交換する工事	43,000 円
⑥抗ウイルス機能のある手摺を新設または交換する工事 (※廊下や階段などに延長 4 m 以上の連続する手摺を施工する場合)	3,000 円 ※6,000 円
⑦居室の換気のために換気設備を新設する工事	5,000 円
⑧窓を新設する工事	36,000 円
⑨採風式でない玄関ドアを採風式の玄関ドアに交換する工事	107,000 円
⑩タッチレス（自動開閉するものをいう。）でない玄関ドアをタッチレスの玄関ドアに交換する工事	79,000 円

【申請期間】

12/1（水）9 時～受付開始（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

※予算（1,000 万円）が無くなり次第終了

【申請先】

建築住宅課（消防防災センター5 階）

【補助対象者】

○市税等を滞納していない人

○市内に住所を有し、リフォーム対象の住宅を所有および居住している人

※所有者には、所有者の親もしくはその子または所有者の配偶者もしくはその親を含みます。

○暴力団員などでない人

【補助対象住宅】

○市内の住宅、併用住宅、マンションなど区分所有の共同住宅

※マンションなどの共同住宅は個人専有部分、店舗などの併用住宅は個人住宅部分のリフォームに限ります。賃借している共同住宅、長屋については補助の対象となりません。

【注意事項】

※この補助金を申請できるのは、1 つの住宅につき 1 回のみです。

※他の補助制度と重複はできません。

※交付決定前の契約および工事着手は、補助の対象となりません。

※年度内に工事が完了し、完了実績報告書を提出できるものが対象となります。

※補助を受けるにあたり、一定の工事資格を持つ工事業者が補助対象工事を行う必要があります。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

補助金の額 最大 15 万円

※工種ごとに定額の補助金を交付します。

※一の工事内容につき当該工事内容に要する費用の額が補助単価の額に満たない場合および補助金の額が 5 万円に満たない場合は、補助対象となりません。